

時の話題



● 今月のテーマ

- 第1号 ニート（NEET）の現状と問題点
- 第2号 食育の推進 ～ 「崩食」の時代に ～
- 第3号 個人情報保護法

平成17年4月（創刊）

 東京都議会局 調査部 調査情報課

ニート（NEET） の現状と問題点

正社員市場が狭まる中で、ニートと呼ばれる就職も進学もしていない若者が増えており、その数は、52万人とも85万人ともいわれる。ニートの増加は、将来の社会の活力の低下、社会不安の増大、社会保障費の増大、少子化の進行など、社会の不安定要因となる。

1 ニート（Not in Education Employment or Training）とは？

ニートとは、1990年代後半に英国で生まれた言葉で、学校を卒業した後、「仕事も進学も職業訓練もしていない若者」を指す。「平成16年版労働経済白書」では、52万人*いるという。

*仕事もしておらず、求職活動もしていない非労働力人口のうち、①15歳～34歳、②学校を卒業、③未婚 ④家事・通学をしていない人をニートとして集計。但し、内閣府の調査では、「家事手伝い」もニートとして扱い85万人と試算している。また、失業者やフリーターとの境もあいまいで、調査時点で職探しをしていたり、フリーターとして働いていればニートと分類されないなど、あいまいな統計となっている。

2 誰もがニートになりうる時代

ニートになるのは、特別、怠惰な若者ではない。今や誰もがニートになる可能性がある。企業が正社員雇用を狭める中で、一昔前までは、学校を卒業すれば就職できたであろう普通の若者が、フリーターやニートになっている。その主な原因は次のとおり。

（1）雇用環境の変化～狭まる新規学卒者・正社員市場

かつての大量生産・大量消費の工業社会では、大規模な生産設備の下で規格化され、標準化された労働力が大量に用いられてきた。集団就職という言葉で代表されるように、中学や高校の卒業と同時に、学校側の斡旋により就職が決まるのが普通であった。

しかし、社会の成熟化に伴い、生産拠点が海外に移り、就職先がサービス産業中心に変わっていくと、企業が大量に未熟な新規学卒者を雇用して育てる時代は終わる。正社員は専門職と少数精鋭の中核的労働者、単純労働は、海外か国内であればアルバイトか派遣社員へと、企業が求める雇用の形態が変化してきている。

こうした中で、新規学卒者市場は急速に縮小しており、かつて100%近かった新規学卒者の就職率は、中卒で約6割、高卒・短大卒で約9割にまで低下してきている。

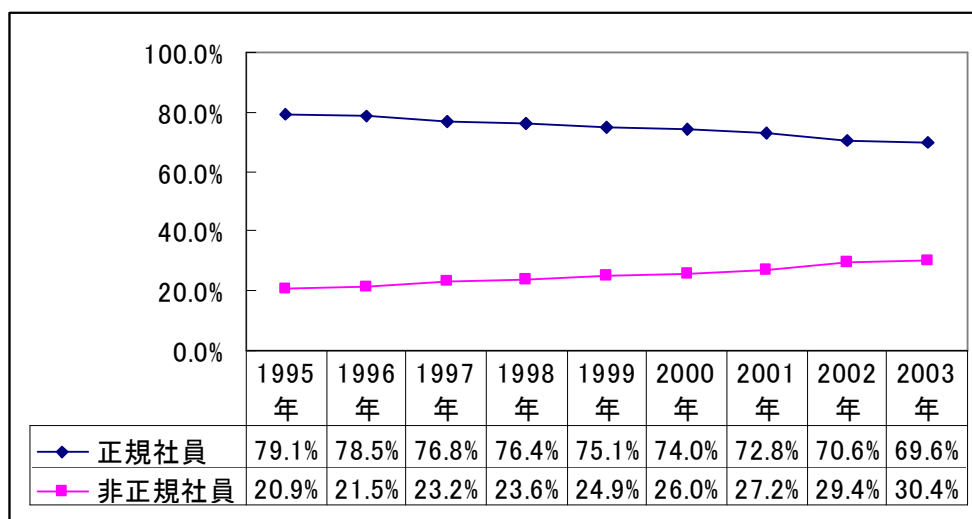
また、非正規社員の比率は3割を超えており、こうした正社員の道のハードルの高さが、若者をますます就職から遠ざけている。

《 新規学卒就職率の推移 》

卒業年	中卒	高卒	専修学校卒	短大卒	大卒
1997年3月	96.7%	98.5%	91.5%	90.5%	94.5%
1998年	95.5	98.2	89.5	86.6	93.3
1999年	92.1	96.8	86.3	88.4	92.0
2000年	86.7	95.6	83.2	84.0	91.1
2001年	84.7	95.9	84.1	86.8	91.9
2002年	78.6	94.8	83.3	90.2	92.1
2003年	76.5	95.1	85.0	89.6	92.8
2004年	61.9	92.1	90.3	89.5	93.1

2004年の中卒・高卒は内定率（平成16年版労働経済白書）

《 正規・非正規社員比率の推移 》



（平成16年版労働経済白書）

(2) 家庭環境～中卒と高学歴に多いニート

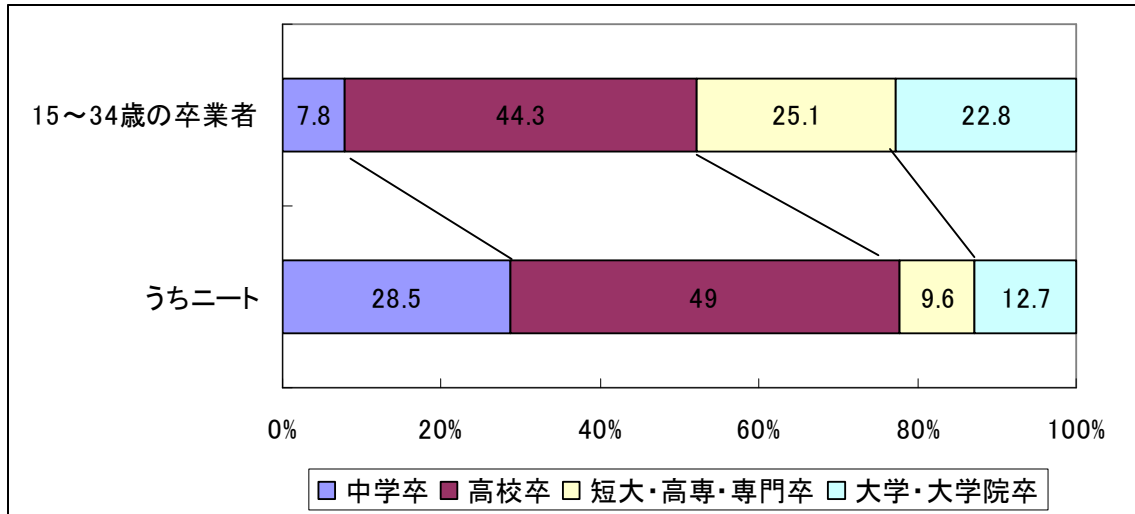
ニート増加の背景として、家計状態が厳しい家庭環境にある子どもと親が高学歴・裕福な家庭環境にある子どもがあげられる。

前者の家庭では、親の子どもへの関心や期待水準が低い。このため、子どもは高校入学と同時にアルバイトをするなど早くから経済的自立をするが、不安定な雇用の中でニート状況に陥りやすい。子どもの学歴は総じて低い。

労働政策研究・研修機構の小杉礼子調査員の調査によれば、学歴別にニート（非通学・非家事・非労働力）の出現率を見ると、ニートに占める中卒の割合は約3割、ニート出現率も中卒が約1割と最も高いという。

逆に、親が高学歴・裕福な家庭の子どもがニートになるケースも多い。高学歴・裕福な家庭では、親の教育への関心が高く、期待度も高い。子どもがパラサイト・シングル状態でも許容できる豊かな家計状況にある。このため、子どもが就職や進学で失敗すると、「子どもがやりたいことをさせてあげたい」と就職も進学もしないパラサイト・シングル状態をいつまでも許してしまう傾向がある。

《 ニートの学歴構成～中卒に多いニート～ 》



《 学歴別ニートの出現率～中卒の1割がニートに 》

	中学卒	高校卒	短大・高専・専門卒	大学・大学院卒
出現率	8.8%	2.6%	0.9%	1.3%

(総務省「就労構造基本調査」(2002)から 若年無業者増加の実態と背景 小杉礼子 日本労働研究雑誌 2004 12)

3 ニートの社会的損失

ニートとフリーターの抱える社会的問題はほぼ同一である。しかし、フリーターすらできないニートは、より深刻である。長引く景気低迷で、働く意欲があっても働けない人がいるのに、働く意思すら持たないニートは、「甘えている」「怠惰」「わがまま」な少数派としてかたづけられ、長く政策の対象外におかれてきた。

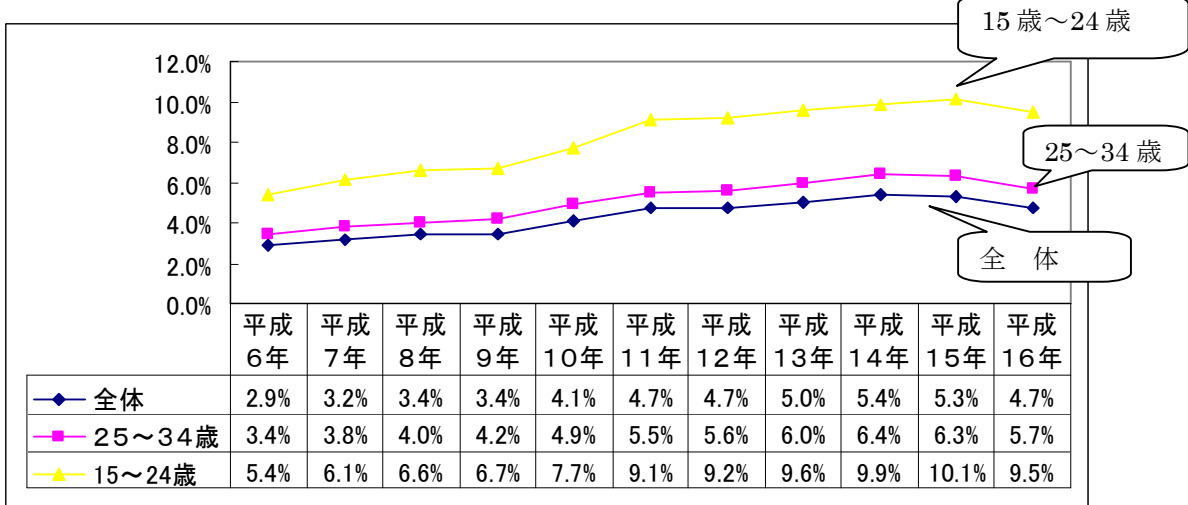
しかし、ニートと呼ばれる若者が52万という数に達しており(平成16年版労働経済白書)、労働に係わる問題として無視できなくなっている。

報道によれば(平成16年12月7日 読売新聞)、第一生命経済研究所は、ニートの増加で平成15年のGDPが0.15ポイント下がったと分析、UFJ総合研究所は、フリーターが正社員にならないことによる社会全体の経済的損失は15年度、税収△1.2兆円、消費△8.2兆円、貯蓄△3.2兆円に上ると試算している。

ニートの社会的損失

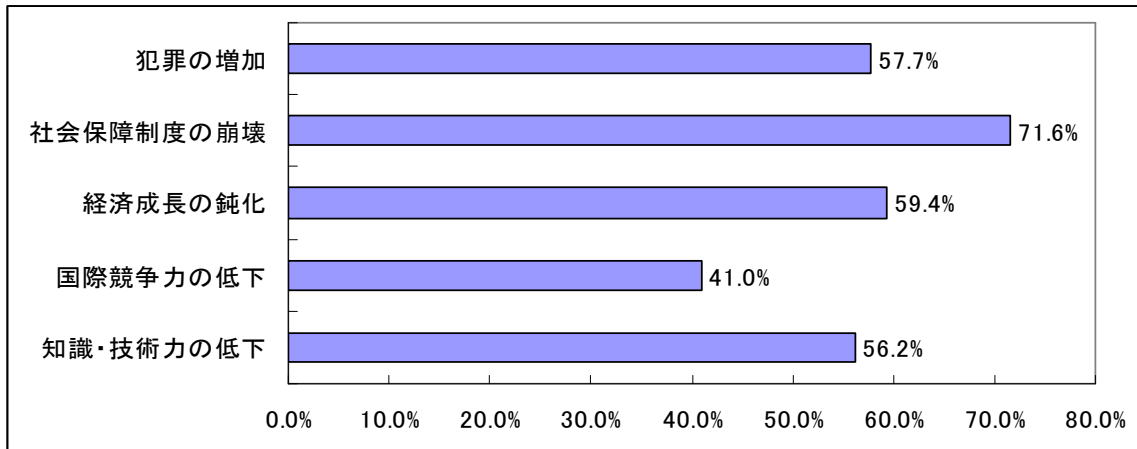
- (1) 必要な職業能力を若年期に身につけなかった人が増加→労働力の質の低下、社会の活力の低下
- (2) 就職できた人とできなかった人に二分化し経済格差が固定化→社会不安の増大要因に
- (3) ニートが就業できないまま年齢を重ねる→将来の生活保護受給者の増大要因に
- (4) 生活能力がないのでニートは結婚や子育てが難しい→少子化の深刻化

《 失業率の推移（全国）～若年層ほど高い失業率 《



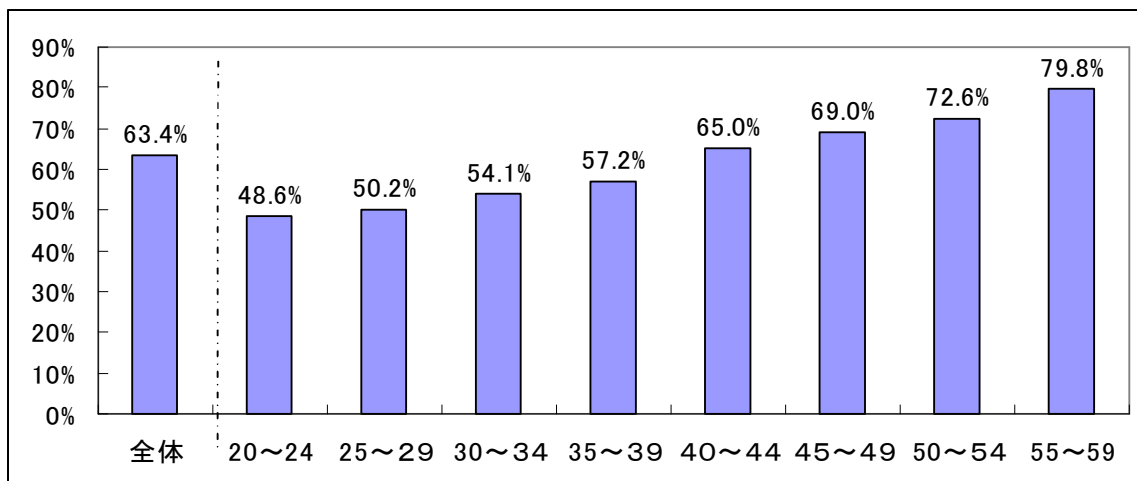
(出典：総務省「労働力調査」)

《 ニートの増加は社会にどんな影響を及ぼすか アンケート調査結果 《



(野村総研 調査日 平成16年10月18日～20日 複数回答 回答数 1000人)

《 年齢階級別国民年金納付率（平成15年度）～若年層ほど高い未納率 《



(社会保険庁調べ)

食育の推進

～ 「崩食」の時代に ～

「食」の簡便化や食料調達のグローバル化の進行、情報氾濫等に伴い、今や“飽食”から“崩食”の時代に。10代も含めた生活習慣病の増加など深刻な状況下で、いまこそ子供の頃からの「食育」の充実や、全国的な取り組みが求められている。

1 食育の必要性

近年、食をめぐる環境の変化に伴い、様々な問題が生じている。

たとえば、食生活の乱れや栄養の偏りによる生活習慣病等の増加（図1参照）、子どもの孤食化（図2参照）、食の安全への不信（BSE問題や食品虚偽表示問題等）など。

このため国民一人ひとりが自らの「食」について意識を高め、「食」に関する適切な判断能力を養うことにより、健全で安心な食生活を実現することができるよう、全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を通じて「食育」を推進していくことが必要である。

図1-1 肥満者（BMI：25以上）（男性）の割合

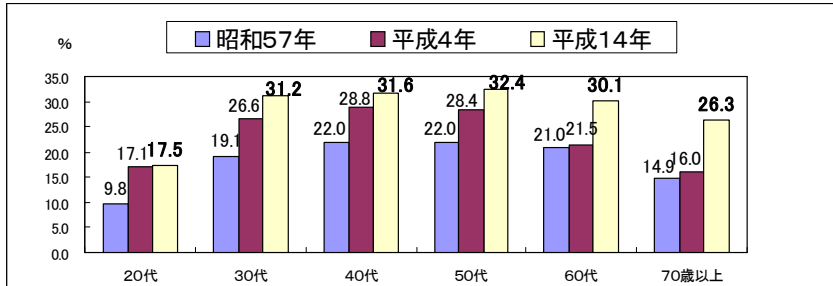
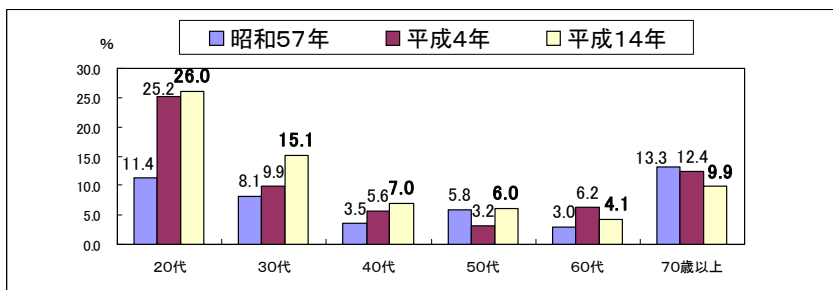


図1-2 低体重（BMI：18.5未満）（女性）の割合



注：BMI = 体重 (kg) ÷ {身長 (m) × 身長 (m)} 資料：「国民栄養調査」(平成14年)

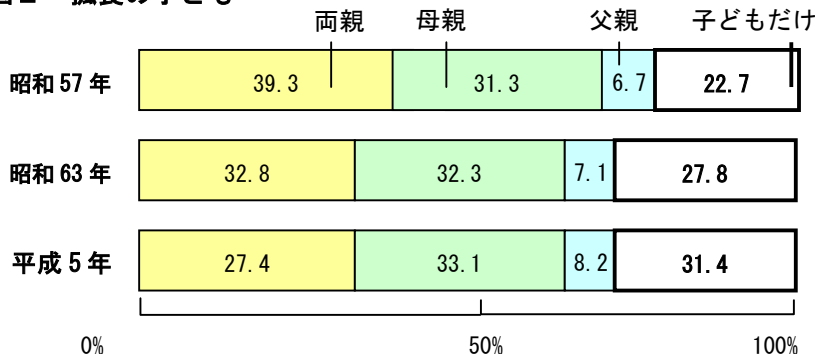
<参考>

「健康日本21」における目標値
(平成22年目標)

20～60歳代男性の肥満者：15%以下

20歳代女性のやせ：15%以下

図2 孤食の子ども



資料：「国民栄養調査」(平成5年)

2 国の動向

(1) 「食生活指針」の策定

平成12年3月、文部省（当時）、厚生省（当時）、農林水産省は共同で、10項目から成る国民一般が具体的に実践できる目標として「食生活指針」を策定した。

「食生活指針」は、食生活の重要性についての国民の理解を促進し、国民の健康の増進、生活の質の向上、食料資源の有効利用及び食料の安定供給の確保を図るという、現在の食育理念につながるとされるものである。

(2) 各省の施策等（全体像：図4参照）

① 厚生労働省

昭和24年から食生活改善普及運動を実施しており、国民一人ひとりの食生活改善に対する自覚を高め、日常生活での実践を促すことを目的に運動を展開している。また、食品や添加物の基準を定めることにより食品の安全性を確保した「食育」に取り組んでいる。

② 農林水産省

全国段階では、①フードガイド（仮称）の普及・啓発、②「食を考える月間」など、地域段階では、①食育推進ボランティアの研修、②学校給食による「食」や「農」について理解を深める取組などが行われている。

平成17年3月には、食料・農業・農村基本法第15条に基づく「食料・農業・農村基本計画」を見直し、新たに閣議決定した。「消費者の視点の施策への反映」を特徴としており、そのなかで食育推進、関係者間の連携強化が明記されている。

③ 文部科学省

平成17年4月、子どもたちが将来にわたって健康に過ごせるように、栄養教諭制度が導入された。栄養教諭はいわば食に関するカウンセラーとして、児童・生徒への食に関する指導と、学校給食管理の双方を総合的に担う。各教科、総合学習の時間などを通じての食に関する指導、肥満や偏食、アレルギーなどについての個別相談指導等が期待されている。

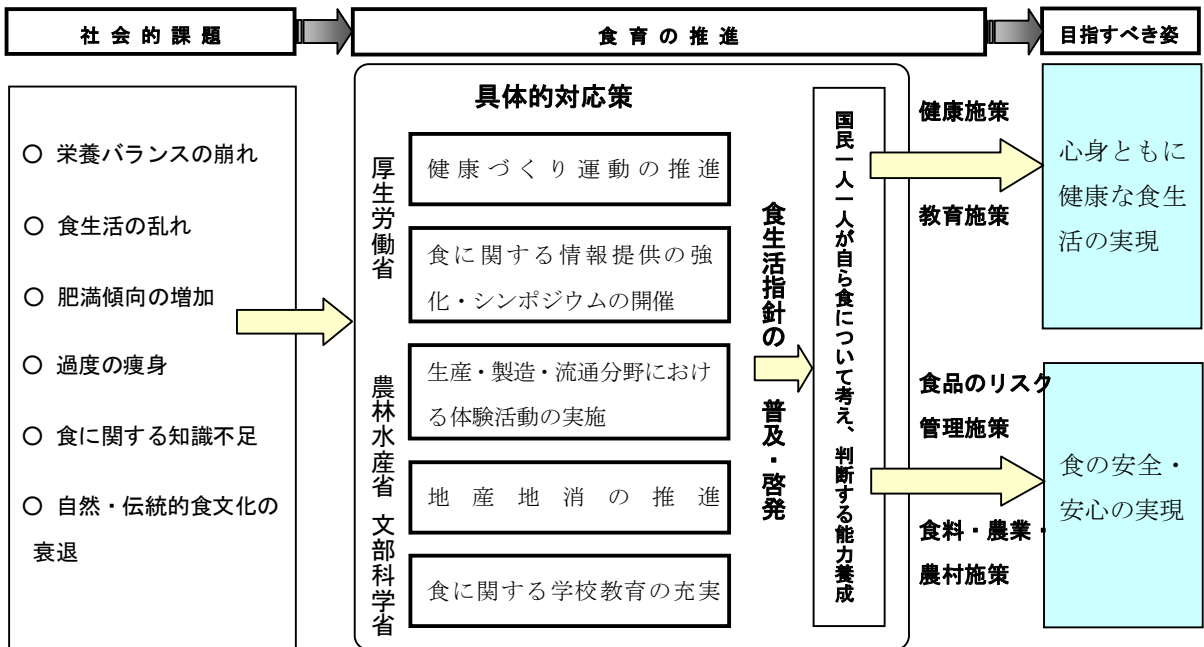
現在、学校栄養職員として勤務している栄養士は、一定の講習を受けることにより、栄養教諭の免許を取得できるため、この者を対象に各自治体では、制度導入に伴う動きが展開されている（北海道、大阪府、茨城県等、18年度採用に向けて準備中）。

なお、栄養教諭採用については、各設置者の判断に委ねられており、義務教育費国庫負担対象であることなどから、具体的導入にはなお課題が残されている。

《参考 栄養教諭採用候補者特別選考審査案内抜粋（高知県）》※ 小中学校で計5名配属

受 験 資 格	栄養教諭の免許状をH17.3.31までに取得見込みの者
採用予定者数	1名程度
選考審査の内容	論文及び個別面接
配 属 先	平成17年3月下旬の定期人事異動の中で決定

図4 食育推進のフロー図



3 都の動向

(1) 食品安全からの取組

平成17年2月、東京都食品安全条例に示された基本的な方向性及びわが国最大の食品の消費地であり物流の拠点である東京の地域特性を踏まえ、「東京都食品安全推進計画の考え方」について、東京都食品安全審議会から答申がなされた。この中で、関係各局の連携により、地域・学校・家庭における食品の安全に関する食育の積極的な推進を図ることが必要とされている。

(2) 学校教育からの取組

児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けていく上で、食の指導を行うことは、極めて重要なことから、現在の食に関する指導をさらに充実するため、『食に関する指導資料集』を平成17年1月に発行した。

- 〇 平成16年1月 中央教育審議会
「食に関する指導体制の整備について」
- 〇 平成16年2月 第25期東京都学校保健審議会
「21世紀を生きる児童・生徒の健康づくりの指針と方途について」

答申

- 〇 平成17年1月
「食に関する指導資料集」の作成
小中高等学校、盲・ろう・養護学校のすべての学校において、食に関する指導を推進できるよう実践事例を示した。

(3) その他

平成16年6月、東京ビッグトーク「健康と食生活～おいしく食べて元気になろう」において都知事と都民が議論するなど、都政の重要課題として取り上げている。

4 今後の課題

食育の基本となるべき食生活指針は、現在国民に十分認知されているとはいいがたい。これまで食生活に関わる施策や運動が、各省庁・関連団体などにより個別に展開されていたなど、必ずしも国民に浸透していなかったことなどが原因としてあげられる。

このため国全体として食育推進に取り組むため、各食育推進施策を法として再編・体系化する**食育基本法**が平成16年3月議員立法で提案されたところである（現在参議院で継続審議）。

食育基本法案は、食育施策の基本的方向性を定めるいわば理念法であるが、全国レベルでの食育推進運動の展開（第4条）、国や地方公共団体をはじめとして、教育関係者、食品関連事業者等の責務を明記（第9～13条）している。

内閣府に担当大臣及び食育推進会議（第26～31条）を設け、食育の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成（第16条）する。

また、地方公共団体においても推進計画を策定のうへ、ボランティア等との連携協力を図りながら施策を推進するものとしている。

法案に対しては、政府を挙げて食生活の見直しをめざす意義あるものとして評価する声がある反面、何をどのように食べるかは本人の選択に属するものであり、食育を通じた健全な食生活の実現のためとはいえ、国がどこまで個人の食習慣に踏み込めるかは問題であるとの意見がある。

さらに、食育推進施策は各省庁においてすでに積極的に取り組んでおり、「食品安全基本法」（平成15年5月）が施行された状況においては「屋上屋」を架すとの声もある。



今後、食育推進の必要性を国民全体により浸透させるには、国民生活に則した、理解を得やすい施策を実施していくことが重要である。

そして、国民の心身における健康及び豊かな人間形成を目指す食育の推進と、食における個人の自由の両立を図ることが今後の課題である。

個人情報保護法

民間部門にも個人情報の保護を求める個人情報保護制度が、平成17年4月1日スタートした。

これにより、個人が事業者に情報開示や利用停止を求める法的根拠が与えられ、個人情報の保護が進むものと期待されている。

1 経緯

昭和63年、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」には、衆参両院・内閣委員会の附帯決議で民間部門の個人情報保護対策の早急な検討が求められた。経済のグローバル化に伴い、民間部門についても国際的な整合性が要請されている。また、個人情報の漏洩や売買が社会問題化し、国民に不安をもたらしている。法規範を確立し、それを遵守することが不可欠となっており、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等が平成17年4月1日、同時に全面施行された。

2 個人情報の保護に関する法律（平成17年4月1日全面施行）

- ① 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- ② 官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた基本法の部分と民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールを定めた一般法に相当する部分から構成されている。
- ③ 民間事業者の個人情報の取扱いの最小限のルールを定めており、事業者が各省庁が策定するガイドラインに即して、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視している。

個人情報の保護に関する法律（第1～3章）

- 基本理念 ○基本方針の策定
- 国の責務・施策（地方公共団体への支援、苦情処理のための措置等）
- 地方公共団体の責務・施策（保有する個人情報の保護、事業者への支援、苦情処理の斡旋等）

民間部門（第4～6章）

- 個人情報取扱事業者の義務
 - ①利用目的による制限(第16条)
 - ②適正な取得(第17条)
 - ③安全管理措置(第20条)
 - ④第三者提供の制限(第23条)
 - ⑤開示・訂正・利用停止(第25～27条)
 - ⑥主務大臣による報告聴取、助言、勧告、命令(第32～35条)
- 苦情の処理

公的部門

国の行政機関	独立行政法人	地方公共団体・ 地方独立行政法人
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	条例（東京都個人情報の保護に関する条例）

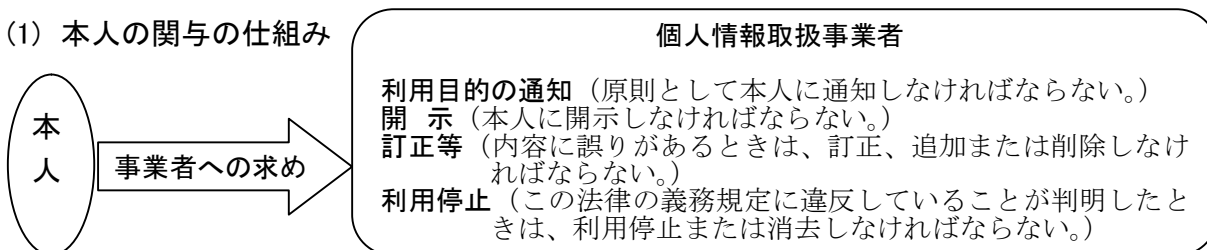
平成16年、閣議決定された**基本方針**（第7条）は、個人情報の保護に万全を期すため、個人情報の保護に関する施策の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を示すものである。

この内、個人情報取扱事業者の義務に関する第4章の規定は、OECD（経済協力開発機構）8原則「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン：昭和55年採択」の具体化であり、今後具体的な取組により実効性が確保されることが重要としている。

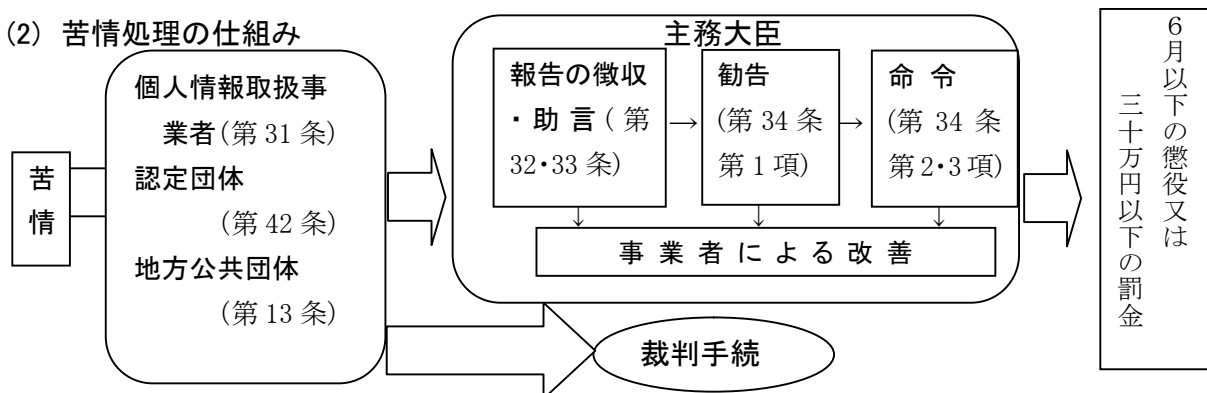
この基本方針を踏まえ、所管官庁は20分野30のガイドラインを策定している。

（参考：文部科学省の指針は、事業者は保有個人データの開示・非開示決定に当たり、児童虐待、配偶者からの暴力のおそれの有無を勘案することとしている。）

(1) 本人の関与の仕組み



(2) 苦情処理の仕組み



(3) 適用除外（第50条）

①報道機関②著述を業として行う者③学術研究機関④宗教団体⑤政治団体の5主体の5分野の活動について個人情報取扱事業者の義務等の規定を除外している。

参考：政治団体（政治資金規制法）が政治活動及びこれに付随する活動を行う場合

3 今後の課題

4月17日、個人情報を漏洩した民間企業の従業員に対し罰則規定を設ける改正案を国会に提出する動きが報道されている。本法には、漏洩・流出を防ぐための罰則はなく、主務大臣の改善命令に違反して初めて犯罪として立件できることになっている。

また、住民基本台帳法においては、4情報（住所・氏名・生年月日・性別）は原則公開とされており、個人情報を収集、悪用した犯罪報道が多発している。「個人情報保護の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」（法第1条）観点から、今後の改正に向けての検討が期待されている。

4 東京都の対応

平成16年第4回定例会において、「個人情報の保護に関する法律」との整合性を図るとともに実施機関に地方独立行政法人等を加えるため、「個人情報の保護に関する条例」の改正を行っている。